

確 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

流山都市計画事業西平井・鰯ヶ崎地区

一体型特定土地区画整理事業

流山都市計画事業鰯ヶ崎・思井地区

一体型特定土地区画整理事業

施行者 流山市

代表者 流山市長 井崎 義治

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

(請負者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

私共は、建築物等の工事を行うにあたり、土地区画整理法第76条に基づき令和 年 月 日に申請した建築物等について、許可を受けた時は、下記事項を遵守することを確約します。

記

1. 工事着手にあたっては、事前に西平井・鰯ヶ崎区画整理室と十分協議します。
2. 工事にあたっては、区画整理事業区域内の構造物及び宅地の汚損並びに破損について十分注意します。万一、汚損や破損が生じた場合は、西平井・鰯ヶ崎区画整理室の指示に従い、私共の負担において現状に回復します。
3. 関係住民に対して工事内容を説明するとともに、安全確保のために万全の措置を行います。なお、工事に起因する苦情や事故等については、私共で責任を持って解決、処理し、西平井・鰯ヶ崎区画整理室には一切迷惑をかけません。
4. 境界標については、動かさないように充分注意して工事を行います。
工事の都合上やむを得ず動かす場合は、私共の責任で元の位置に復元します。なお、誤って復元したことにより、隣接地に建築物等が入った場合は、西平井・鰯ヶ崎区画整理室の指示に従い、許可物件を移転し、除去します。その移転又は除去により生じる損失については、その補償を一切要求しません。
5. 工事完了後は、10日以内に完了届を提出し、西平井・鰯ヶ崎区画整理室の確認を受けます。
6. その他、不明な点は西平井・鰯ヶ崎区画整理室と協議します。